

アメリカの消費者信用 (4)

野村重明

はじめに

I 消費者信用の成立

- 1 販売金融会社
- 2 消費者金融会社
- 3 信用組合
- 4 商業銀行 ……以上 (1) 第12巻第3号 (昭和53年9月)

II 消費者信用の発展

- 1 消費者信用の発展段階
- 2 消費者信用の発展 (1) ——1919～33年
 - (1) 消費者信用発展の基底
 - (2) 消費者信用の発展
 - (3) 小括 ……以上 (2) 第14巻第2号 (昭和55年6月)
- 3 消費者信用の発展 (2) ——1934～45年
 - (1) 商業銀行における消費者信用業務の拡大
 - (2) 割賦信用における信用条件の緩和
 - (3) 消費者信用の規制
 - (4) 小括 ……以上 (3) 第15巻第2号 (昭和56年6月)
- 4 消費者信用の発展 (3) ——1946～73年
 - (1) 消費者信用残高所有構造の変化
 - (2) 新たな信用供与形態の発展
 - (3) 消費者信用の質の変化……以上 (4) 本号

Ⅱ 消費者信用の発展 (つづき)

4 消費者信用の発展 (3) —1946~73年

第2次大戦後におけるアメリカの消費者信用の持続的拡大は特筆に価する。消費者信用残高は、1946年末には83億8400万ドルであったが、27年後の73年末には21.5倍の1804億8600万ドルになった。これは年率にすると12.0%の伸びに相当する。しかもこの期間には、前年以下の残高を示した年は一度たりともなかったことが特徴的である。

こうした戦後の消費者信用の急速な拡大のなかで、とりわけ大きな伸びを示したのは割賦信用であった。先と同じ期間に、割賦信用残高は41億7200万ドルから1474億3700万ドルへ、実に35.3倍化(年率14.1%の増大)するにいたっている。これに反して、非割賦信用残高は、同一期間に、42億1200万ドルから7.8倍の330億4900万ドルになったにすぎない(年率7.9%の増大)。

ところで、上のような戦後アメリカの消費者信用の持続的拡大は、いかなる特質をもちつつ進展したのであろうか。次にわれわれは、この点を明らかにすべく、46年から73年までのアメリカの消費者信用(とりわけ割賦信用)を考察していくことにしたい。

なお、われわれはここで、戦後の消費者信用の発展を73年をもって区切りとするが、それは次のような理由によっている。

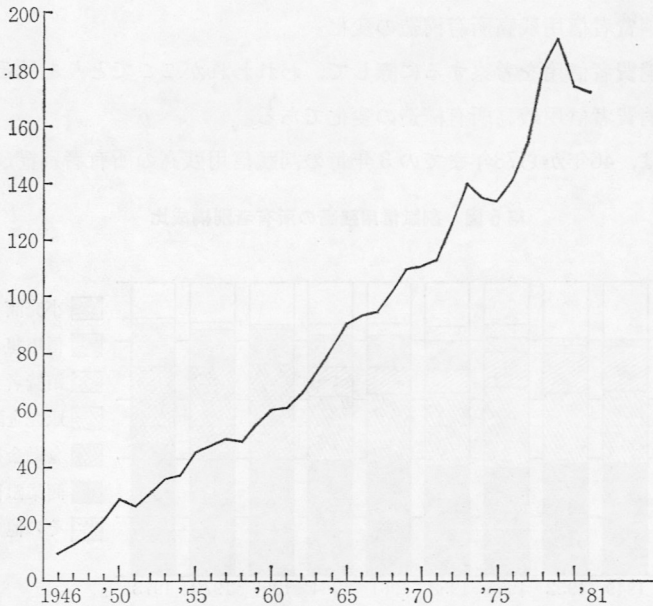
第1に、消費者信用残高、割賦信用残高、非割賦信用残高ともに、74年以降も引続いて増加しつづけていくが、その増加は必ずしも73年以前のように実質的な増加を意味していない。そのことは、例えば第4図にみるように、割賦信用残高を72年価格でみると明らかである(ここでは資料の関係で割賦信用残高のみが記入されているが、消費者信用残高の場合も同じ傾向をもっている)。46年から73年までの期間では、割賦信用残高の実質的な減少が起ったのは、50年から51年にかけてと、57年から58年にかけての2回であったが、それらはい

ずれも3%未満のわずかな減少にすぎなかった。ところが、74年以降になると、2年続けて、合わせて6%近くも減少することになった。74、75年の割賦信用残高の増加は、石油ショック後の大幅な物価騰貴に帰因していたのである。

さらにつけ加えるならば、上の残高の75年から79年までの急速な増加と、それ以後の急速な減少ということも、やはり74年以後の消費者信用の基調の変化をうかがわしめるに足る現象であった、といつてよい。

第2に、毎年の消費者信用残高、割賦信用残高、割賦返済額の個人可処分

第4図 不変価格(1972年価格)による割賦信用残高の推移(1946~81年)
(10億ドル)



(注) (1) デフレーターとして個人消費支出デフレーターを用いた。

(2) 1981年は暫定数字。

(出所) *Banking and Monetary Statistics, 1941-1970*, 1976, p. 1081, *Economic Report of the President*, 1982, p. 236, *Federal Reserve Bulletin*, より作成。

得に対する比率の推移をとってみても、上と同様、74年以後状況は大きく変化した（後掲第11図）。まずそれらの比率は、74年以後2年間にわたって戦後最大の低下を示している。次に、それらは、76年から79年にかけて急上昇したが、また80年になると急落して、73年以前にはみられない新たな現象を示しはじめてくるのである。

このような、74年以後の消費者信用をめぐる指標の一連の変化は、戦後の消費者信用の発展段階を、73年でもって区切ることを可能ならしめるとともに、われわれの消費者信用の考察に際しては、73年以前とそれ以後とは異なった理解が必要とされることを、強く示唆しているように思われる。

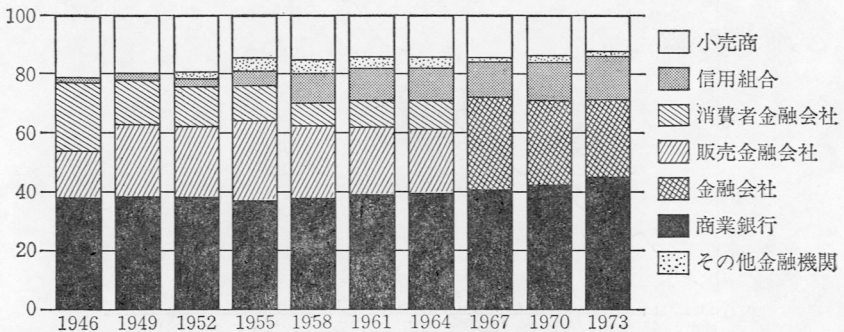
(1) 消費者信用残高所有構造の変化

戦後の消費者信用を考察するに際して、われわれがここでとりあげる第1の特質は、消費者信用残高所有構造の変化である。

第5図は、46年から73年までの3年毎の割賦信用残高の所有者別構成比を示

第5図 割賦信用残高の所有者別構成比

(%)



(注) (1) 49年までは消費者金融会社は「その他」を含む。

(2) 原資料では65年以後統計の組み替えが行われ、販売金融会社、消費者金融会社は金融会社に一括された。

(出所) *Banking and Monetary Statistics, 1941-1970*, pp.1087, 1092, *Federal Reserve Bulletin*, より作成。

している。一見して明らかなように、戦後の割賦信用市場においては、(イ) 小売商や金融会社（これは販売金融会社、消費者金融会社を含んでいる）の比率低下、(ロ) 商業銀行や信用組合の比率上昇、という事態が生まれている。しかも、46年から73年の期間に、小売商や金融会社の低下幅は10ポイント以上に達し（小売商の比率は46年には22.5%だったが、73年には12.3%になった。また金融会社の比率は同じ期間に36.4%から25.3%へ低下した）、また商業銀行や信用組合はその比率をそれぞれ9.5、9.7ポイント高めたのである（商業銀行の比率は46年には37.6%だったが、73年には47.1%となり、信用組合の比率は46年のわずか3.6%から73年には13.3%になった）。このような、いわば消費者信用残高所有構造の変化は何故生じたのであろうか。

その最大の要因としては、消費者信用市場をめぐる競争の激化があげられる。この点については、十分な論証は期しがたいが、さしあたり「戦後最も急速に発展した金融機関の1つ⁽¹⁾」とされる信用組合の増加を考察することによって、戦後の消費者信用市場における競争の激化の一端が明らかにされるだろう。（なお、ここでふれる信用組合の他に商業銀行によっても消費者信用市場における競争の激化がもたらされたと思われるが、この点については後にふれる。）

さて、戦後の信用組合の増大はめざましかった。そのことは、46年より73年までの3年毎の連邦および州認可信用組合それぞれおよび両組合合計の組合数、組合員数、組合員貯蓄額、貸付残高、総資産の推移と、それらの46年から73年までの年平均増加率を示した第46表より明らかである。

まず組合数でみると、それは連邦、州合わせて、46年の8715組合から73年の2万2879組合へ2.6倍に増加した（年率3.6%の増加）。とりわけ、50年代を中心とした連邦信用組合の伸びが大きく、連邦信用組合は60年代の初めに州信用組合を数において追い抜くにいたっている。次に組合員数に目を移すと、同じ期間に、連邦、州両者合わせた組合員数は、実に9.1倍になった（年率8.5%の増加）。その場合、増加の中心はやはり連邦信用組合であったが、しかしここ

第46表 連邦・州信用組合の発展 (1946~73年)

		1946	1949	1952	1955	1958	1961	1964	1967	1970	1973	1946~73年 平均増加率 (%)
組 合 数	連邦	3,761	4,495	5,925	7,806	9,030	10,271	11,278	12,210	12,977	12,688	4.6
	州	4,954	5,402	6,324	8,258	9,740	10,296	10,452	10,787	10,679	10,191	2.7
	計	8,715	9,897	12,249	16,064	18,770	20,567	21,730	22,997	23,656	22,879	3.6
組 合 員 数 (千人)	連邦	1,302	1,820	2,853	4,032	5,210	6,543	8,092	9,874	11,966	14,666	9.4
	州	1,718	2,271	3,035	4,121	5,329	6,336	7,530	9,189	10,853	12,886	7.8
	計	3,020	4,091	5,888	8,153	10,539	12,879	15,622	19,063	22,819	27,552	8.5
組合員貯蓄額 (百万ドル)	連邦	160	285	597	1,135	1,812	2,673	4,017	5,421	7,629	12,598	17.6
	州	291	445	758	1,312	2,057	2,966	4,208	5,682	7,894	11,914	14.7
	計	451	730	1,355	2,447	3,869	5,639	8,225	11,103	15,523	24,512	16.0
貸 付 残 高 (百万ドル)	連邦	57	186	415	863	1,380	2,245	3,349	4,677	6,969	11,109	21.6
	州	131	329	570	1,071	1,698	2,607	3,699	5,204	7,137	10,650	17.7
	計	188	515	985	1,934	3,078	4,852	7,048	9,881	14,106	21,759	19.2
総 資 産 (百万ドル)	連邦	173	316	662	1,267	2,035	3,028	4,559	6,208	8,861	14,569	17.8
	州	322	511	854	1,476	2,312	3,354	4,800	6,568	9,089	13,806	14.9
	計	495	827	1,516	2,743	4,347	6,382	9,359	12,776	17,950	28,375	16.2

(注) (1) 組合数は活動中のもの。

(2) 州信用組合組合員貯蓄額には組合員預金も含む。

(出所) *Historical Statistics of the United States, Colonial Times to 1970*, 1975, p. 1049, *Statistical Abstract of the United States*, 1980, p. 541, より作成。

では、組合数の場合ほどには連邦と州との伸びの格差がみられないこと、増加の中心は50年代よりもむしろ60年代にあること、が注目される。最後に、組合員貯蓄額、貸付残高、総資産は、先と同じ期間に、それぞれ54.4倍、115.7倍、57.3倍に急増した。なかでも貸付残高の伸びが際立って大きいのが、これは46年の水準があまりに低すぎたことによるものと考えれば、これら3者の推移は大変似かよっているとみることができる。すなわち、それら3者いずれにおいても連邦信用組合の増加率が州信用組合のそれをはるかにしのいでいること、この間の3者それぞれの増加額の30数%は70年代に入ってから3年という短期間に形成されていること、これら3者それぞれの絶対額において、連邦信用組合が州信用組合を追い抜くことができたのはようやく70年代に入ってからであること、などである。

ところで、こうした戦後の信用組合の急発展は何故にもたらされたのであろうか。戦後の信用組合の発展を促した要因そのものが、戦後の消費者信用市場における競争激化の要因ともなり、さらには先に述べた消費者信用残高所有構造の変化をひきおこしたように思われるので、次にこの点を行論上必要な範囲でみておかねばならない。

戦後における信用組合発展の第1の要因は、信用組合が貨幣資本調達面で、他の金融機関よりもはるかに有利であったことに求められる。

第47表にみるように、信用組合は、50年から60年にかけて、商業銀行、貯蓄

第47表 各種金融機関の預貯蓄の伸び率 (1950~70年)

(%)

	商業銀行		貯蓄貸付組合 貯蓄	相互貯蓄銀行 預金	信用組合 貯蓄
	有期性預金	総預金			
1950~1960	101	49	369	81	485
1960~1970	221	111	137	98	211

(出所) Pugh, O. S., "Credit Unions: From Consumer Movement to National Market Force," *The Bankers Magazine*, Vol. 163, No. 1, January-February 1980, p. 23, Table 4.

貸付組合 (savings and loan association), 相互貯蓄銀行 (mutual savings bank) といった他の金融機関の預貯蓄の伸び率をはるかに上回る貯蓄の形成を行い、60年から70年にかけても、商業銀行の有期性預金に次ぐ高い貯蓄の伸び率を達成した。

このような信用組合の貯蓄、あるいは出資金勘定 (share account) の高い伸びは、貯蓄あるいは出資金に対して支払われる配当率が他の金融機関の利率よりも高いことにもとづいていた。連邦信用組合法は、長らくこの配当率を6%に制限してきたが、⁽²⁾ 商業銀行や貯蓄貸付組合の通帳式預金金利の最高限度はそれぞれ5%、5 $\frac{1}{4}$ %に抑えられていたため、⁽³⁾ 預金者にしてみれば、信用組合は比較的有利な貯蓄機関だったわけである。

では、こうした信用組合の貨幣資本調達面での有利さがいかなる意味で重要であるかといえば、上のことは実は、戦後の消費者信用供与機関としての小売商、販売金融会社、消費者金融会社の、消費者信用市場におけるシェア低下と関わりをもっていたのである。すなわち、まず小売商の場合には、戦後の全般的な価格騰貴に伴って、消費者信用供与に必要な資本量を調達しえなかったために、それらの消費者信用市場における地位の低下をまねくことになった（ことに53年の引締め政策は小売商にとって打撃であった⁽⁴⁾）。また、金融会社の場合でも、ことに中小規模の業者を中心にして、戦後とくに引締め期にはしばしば銀行借入金が減らされたために、資本不足が生じ、それが結局金融会社の消費者信用供与の足枷となる事態も起ったのであった。先に述べたような貨幣資本調達面の有利さをもつ信用組合は、上述のごとき小売商や金融会社に課せられる制限を全く免れえた、といえるのである。

戦後の信用組合の飛躍的な発展を促した第2の要因としては、信用組合は他の消費者信用機関よりもより低利で信用供与を行っていた、ということがあげられよう。信用組合は、職場、地域、宗教団体その他の共通の結びつきを基礎として形成され、雇用主による事務所の提供、貯蓄・割賦返済分の賃金天引き、組合員の奉仕活動による事務労働などによって、低コストの運営が可能であ

る。そこで、連邦信用組合が月利1%を超える金融手数料の徴収を禁止されていることにも示されるように、信用組合は11~12%という、金融会社や商業銀行の同種の貸付けよりも低い金利で組合員に対する貸付けを行ってきたのである。しかもその場合、信用組合の借り手は、消費者金融会社の借り手とほぼ同じ程度の、商業銀行の借り手よりはずっと低い所得階層の人びとが多かったから、信用組合による低利の貸付けは、とりわけ消費者金融会社の信用供与の拡大を妨げることにもなったのであった。また、上の所得水準の人達は、しばしば中古車の購入者でもあったが、多くの場合、彼らは販売金融会社よりも低利の信用組合を利用することになったため、この面から販売金融会社⁽⁵⁾の消費者信用供与の拡大が抑えられるということも生じたのである。

戦後の信用組合の発展の要因は、上でみた2要因のほか、信用組合貯蓄と同額の生命保険制度、未返済残高に対する無料の信用保険制度、マクファーデン法 (McFadden Act) の適用除外による自由な支店の開設、さらに連邦信用組合の場合には、所得、資産に免税の特権を有すること、なども重要であった⁽⁶⁾。しかし、いずれにせよ、信用組合は、戦後、これらのさまざまな有利さを十分生かしつつ、競争の激しい消費者信用市場において、小売商や販売金融会社、消費者金融会社の市場を蚕食しながら、急速な発展をとげてきたのである。

(2) 新たな信用供与形態の発展

戦後の消費者信用の第2の特質は、新たな信用供与形態の急速な発展である。この場合の新たな信用供与形態というのは、クレジット・カードを中心にした信用供与を意味しているが、それは信用供与者の相違や金融手数料の徴収その他の相違にもとづいて、次の2つに大別される。すなわち銀行回転信用プラン (bank revolving-credit plan) と非銀行信用プラン (nonbank credit plan) とである。

これら2つのプランのなかでは、前者が、消費者信用市場へのインパクトという点で、はるかに重要であった。とはいっても、後者の非銀行信用プラン

の方が歴史的に古くから存在し、またこのプランに含まれる石油会社カードは「クレジット・カード分野における主要なパイオニアであった」⁽⁷⁾。そこでわれわれも、銀行回転信用プランの考察に先だて、非銀行信用プランについて少しみておくのがよいように思われる。

非銀行信用プランは、旅行・娯楽クレジット・カード (travel and entertainment credit card, 以下 T & E カードと省略する)、石油会社クレジット・カード (oil company credit card)、航空会社クレジット・カード (airline credit card)、百貨店クレジット・カード (department store credit card)、その他小売商クレジット・カードを含んでいる。

これらのクレジット・カードのなかでは、百貨店や石油会社クレジット・カードの発行が比較的早く、1914年にまで遡る。当時のクレジット・カードは多分に特権的性格をもっていたが、⁽⁸⁾20年代になって、石油会社がガソリン販売促進の目的で大量にクレジット・カードを発行するようになると、その特権的性格は著しく弱まることになった。⁽⁹⁾第2次大戦中は、消費者信用の規制もあって、クレジット・カードの使用は事実上消滅したが、戦後40年代後半から50年代になると、うへの石油会社クレジット・カードが、「急速な成長期」⁽¹⁰⁾をむかえただけでなく、すぐ次に述べるように、さまざまなクレジット・カードが生まれることになった。また、それまでのペーパー・カードとちがって、プラスチック・カードが導入されたのも、この頃のことである。⁽¹¹⁾

ところで、第48表は、40年代後半から60年代中頃にかけて開始された主なクレジット・カード・プランを示している。これらのうち、銀行系プランについては後にふれるので、非銀行系プランについて説明しておけば次のようであった。

まず最初のユニバーサル・エア・トラベル・プラン (Universal Air Travel Plan—UATP) は、世界の主要な航空会社が協同で始めたプランであって、このプランに参加する航空会社によって発行されるカードは、統一したデザインをもち、そのカード発行航空会社に対してだけでなく、その使用を認める多数の

第48表 主なクレジット・カード・プランの開始時期

非銀行系	
ユニバーサル・エア・トラベル・プラン	1948年
ダイナース・クラブ	1950年
アメリカン・エクスプレス	1958年
カート・ブランシュ	1958年
J. C. ペニー	1958年
モンゴメリー・ウォード	1963年
銀行系	
フランクリン・ナショナル銀行	1951年
バンカメリカード	1958年
マスターチャージ・カード	1967年

(出所) FRB, *Bank Credit-card and Check-credit Plans*, その他。

航空会社に対しても使用されうるものであった。そして、カード所有者には月に1回請求書が送られてくるので、それに対しては10日以内に支払うことになっていた。このプラン開始時の状況はわからないが、67年には、カード発行航空会社数は46社、発行カード数は150万枚、信用供与額は10億ドル以上、に達していた⁽¹²⁾という。

次に、ダイナース・クラブ (Diners Club)、アメリカン・エクスプレス (American Express)、カート・ブランシュ (Carte Blanche) の3つは、いずれも T & E カード・プランとしてよく知られているものである。

この種のクレジット・カードは、ダイナース・クラブの開始当時の加盟店が1ホテル、22レストランであった⁽¹³⁾ということからもうかがわれるように、もともと旅行・娯楽用カードであった。そのかぎりでは、まだこのカードの使用範囲は限定されていたといえる。だが、このカードの画期的性格は次のところにあった。すなわち、それまでのクレジット・カードが、石油、航空・自動車・鉄道輸送、ホテル、レストラン、百貨店といった特定の業種ないし業者の特定の商品ないしサービス販売と結びついていたのに対して、T & E カードは多目的クレジット・カード機能をもっていたのである。クレジット・カードは今や、特定の業種、業者によって発行されるかわりに、独立のクレジット・カー

ド会社によって発行され、1つの業務としてのクレジット・カード業務が成立した。他方カード所有者についてみれば、彼は旅行の際に、加盟店であればこのホテル、レストランでもこのカード1枚で宿泊、飲食することができるようになった。⁽¹⁴⁾上で述べたことを言い換えるならば、このカードは、特定の業種、業者から独立しているが故に、いかなる業種、業者にもまたがって使用されえる可能性を秘めていたのである。

そして、T & E カードは、上述の多目的性格を反映して、次のような仕組みをとった。まずカード会社は、個人からの加入申込みを受ける。加入を認められた人は、そのプラン加盟店によって承認されるカードを受けとる。彼が加盟店で購買する場合には、彼はそのカードでプリントされた売上伝票にサインするだけである。加盟店はこの伝票をカード会社に送付する。カード会社は、加盟店に、売上高から割引料を引いた金額の支払いを行うことになる。カード所有者には毎月計算書が送られ、その残高は通常30日以内に返済されねばならないのである。

このように多目的機能をもつにいたった T & E カードは、大金の持ち運びの必要をなくしただけでなく、「旅行・娯楽支出の自動的な記帳者として機能して支出記録を単純化し、ちょっとした地位の象徴」⁽¹⁵⁾ともなったので、その後の航空会社、レンタカーその他への利用範囲の拡大とあいまって、商用旅行者を中心に、短期間に急速に普及することになった。そのことは、断片的な資料でしかないが、第49表より明らかであろう。ダイナース・クラブ、アメリカン・エキスプレス、カート・ブランシュ 3 社合わせると、60年から70年にかけての10年間で、会員数は3.1倍、カードによる売上額は8.8倍ほどに急増している。ことにアメリカン・エキスプレスの伸びが著しい。

もっとも、この T & E カードの急速な普及に関しては、次のことに注意が払われてもよい。すなわち、このカードの普及は、60年代の末頃にはすでに伸び悩みをみせはじめていたのである。その最大の理由は、T & E カードと同じ多目的カード機能を果たす銀行クレジット・カードの急速な普及であった。

第49表 T & E カードの発展 (1960~70年)

	会 員 数 (百万人)		売 上 額 (億ドル)	
	1960	1970	1960	1970
ダイナース・クラブ	1.1	2	1.65	7
アメリカン・エクスプレス	0.75	4	1	23
カート・ブランジュ	0.4	1	1	2
合 計	2.25	7	3.65	32

(出所) 1960年の数字は Richardson, *Electric Money*, pp. 57-58, 1970年の数字は小玉保次「全盛時代に入った米バンクカード」, 『金融財政事情』, 1971年11月29日号, 24ページ。

そのことは第50表に如実に示されている。みられるように、68年から72年にかけての銀行クレジット・カード・プラン残高の増加率が、60年代後半の大幅な伸びに支えられて、553.1%に達したのに対して、同期間の T & E カード・プランのそれは、168.9%にすぎなかったのである。実際のところ、T & E カードと銀行クレジット・カードとは、多目的カードという点でも、集中化された勘定方法を採用しているという点でも、非常に類似⁽¹⁶⁾していて、両カードの主な違い⁽¹⁶⁾といえ、次のようなところにあるにすぎなかった。

第50表 各種クレジット・プラン残高の増加率 (1968~72年)

(%)

	1968	1969	1970	1971	1972	68-72
銀行回転信用プラン						
クレジット・カード	58.4	101.1	43.7	18.4	20.4	553.1
チェック・クレジット	52.9	35.5	23.6	9.4	21.4	240.0
非銀行クレジット・プラン						
T & E カード	24.6	44.7	10.9	8.2	24.2	168.9
石油会社クレジット・カード	19.2	16.0	27.1	9.3	-2.3	87.6
小売掛売り	-1.2	-0.5	3.8	3.8	10.3	16.8

(注) (1) 年末残高に対する年始残高の比率である。

(2) 「小売掛売り」は非割賦勘定のみ。

(出所) *Federal Reserve Bulletin*, September 1973, p. 648.

- ① T & E カード会員になるためには、銀行クレジット・カード会員よりもより厳格な審査基準が要求された。例えば67年当時でみると、前者の場合、年収1万ドルが最低限要求されたが、後者の場合では、概して年収6000～1万5000ドルの人たちが好まれた。⁽¹⁷⁾
- ② ①と関連して、T & E カードの場合の与信限度は、銀行クレジット・カードの場合のそれよりもはるかに高かった。先と同じ67年でみると、アメリカン・エクスプレスの与信限度は最低でも2000ドルであったのに対して、銀行クレジット・カードの場合のそれは、平均355ドルならずであつた。⁽¹⁸⁾
- ③ T & E カードでは、支払請求より一定期間内の全額返済が原則となっているので、カード所有者の支払う15ドルの年会費と、カードでの小売店売上げに対する割引料とが主要な収益源をなしているが、銀行クレジット・カードでは、同じく割引料と、カード所有者が一定期日後の未返済残高に対して課される利子とが主要な収益源をなして、T & E カードにみられる年会費の徴収は行われていない。⁽¹⁹⁾

さて、先の第50表の非銀行系クレジット・カード・プランの最後の2つ、つまりJ. C. ペニー (J. C. Penny) とモンゴメリー・ウォード (Montgomery Ward) とは、いずれも百貨店クレジット・カード・プランである。

このうち、J. C. ペニーのプランは、プラン開始から9年後の67年には、1700の店舗を通じて、総売上げの38%にあたる10億ドル以上の売上げを達成し、しかもその90%は1200万にのぼる自社カードによって販売されたものであつた。また、このプランの場合、勘定は月毎に行われるが、支払請求後30日以内に支払われない残高に対しては、月利1½%以下のサービス・チャージが課せられた、⁽²⁰⁾ という。次に、モンゴメリー・ウォードのクレジット・カード・プランは63年に導入されたが、4年後にはすでに650万の活動カードを数えるに至っている。⁽²¹⁾ 百貨店クレジット・カードの短期間の拡大は、それほど急速であつた。

ところで、銀行回転信用プランは、以上のような戦後における非銀行信用プランの拡大・普及を基礎として成立してくる。次にわれわれは、銀行回転信用プランを考察しよう。

今日、商業銀行の消費者信用において回転信用プランとして知られる信用供与形態は、さらに2大別される。1つは、いうまでもなくクレジット・カード・プランであり、もう1つは、チェック・クレジット・プラン (check-credit plan) と呼ばれているものである。これら2プランのうち、後者のプランは、前者のプランよりも歴史的に新しいというだけでなく、前者の発達に対応するためのプランとして登場してきたという性格をもっている。そこで、ここではまずクレジット・カード・プランを考察した後で、チェック・クレジット・プランを考察し、しかる後に、これら両プランの消費者信用において占める位置や意義についてふれることにする。

銀行クレジット・カード発行の嚆矢となったのは、ニューヨークのフランクリン・ナショナル銀行 (Franklin National Bank) で、51年のことであった。⁽²²⁾ 同行は、クレジット・カード発行による「掛売銀行業」(charge-account banking) を営むことによって、次のような諸目的を達成しようとしたのである。すなわち「(1) フランクリンがすでに支店をもっているか、あるいは支店開設予定の地域で、小売商に新たなサービスを提供すること、(2) 現在の銀行顧客に購買の便宜を増やしてやるとともに、新たな口座をひきつけること、(3) 消費者と商人両方の新預金をひきつけること、そして (4) 同行に追加的な収益源を与えること⁽²³⁾」であった。

これらの目的を達成するために、同行が創設したクレジット・カード・プランはおおよそ次のような仕組みをもっていた。同行でクレジット・カードを発行してもらった消費者が、同行とすでに加盟契約済みの小売商のもとで、カードで購買しようとする時には、彼は販売員にカードを提示する。すると販売員は、販売商品の種類、単価、売上額を書き込んで、掛売売上伝票を作成する。その伝票とカードとをインプリンターに挿入すると、伝票にカード所有者名、

カード所有者番号、ディーラーの名前、所在地、口座番号が押印される。顧客はサインをして、伝票の写しを受けとるのである。次に、小売商は数日毎に売上伝票を同行に送る。同行は2～5%の割引料をさし引いて、売上額を小売商の口座に貸方記入することになる。他方、先の顧客のもとには月末に計算書が届けられる。その残高に対しては、彼は30日以内に全額返済することも、割賦返済することも可能で、前者の場合は金利、手数料ともに必要ないが、後者の場合は、残高について月利1.5%の金融手数料が必要であった。⁽²⁴⁾

52～54年になると、フランクリン・ナショナル銀行に次いで、小銀行を中心に約100行に類似のプランがつくられた。だが、これらの銀行のおよそ半分は、短期間でその経営を止めてしまった。利潤の大きいことを期待してクレジット・カード業務に進出したにもかかわらず、プランを始めるにあたって必要とされる設備費や、運営のための人件費、宣伝費などが多額に必要とされ、容易には高利潤が獲得できなかつたからである。⁽²⁵⁾

しかし、58～59年になると、第51表からもわかるように、クレジット・カード・プランをもつ銀行が急増する。このころには、クレジット・カード業務は利益のあがる部門であると信じられるようになっていたからである。アメリカ

第51表 クレジット・カード・プランおよび
チェック・クレジット・プラン提供
の銀行数（開始時期別）

開 始 年	クレジット・カード・プラン		チェック・クレジット・プラン	
	進 出 数	累 積 数	進 出 数	累 積 数
1955年以前	27	27	13	13
1956～57	—	27	13	26
1958～59	31	58	204	230
1960～61	3	61	32	262
1962～63	2	63	21	283
1964～65	5	68	39	322
1966～67	129	197	277	599

(注) 1967年9月30日に残高を有したプランのみ。

(出所) FRB, *op. cit.*, p. 9.

銀行 (Bank of America) がバンカメリカード (BankAmericard) を、チェス・マンハッタン銀行 (Chase Manhattan Bank) がチェス・マンハッタン・チャージ・プラン (Chase Manhattan Charge Plan) を始めたのもこの時期であった(いずれも⁽²⁶⁾58年)。

だが、この時期はなお、たとえ上の2銀行のような大銀行であっても、カード業務は最初から順調にいったわけではなかった。例えば、チェスは、十分な利潤をあげることができないために意気をそがれ、4年後の62年にクレジット・カード業務を一担売却してしまった。⁽²⁷⁾またアメリカ銀行の場合も初期に経営困難に陥った。これらの銀行のみならず、一部を除いて多くの銀行が、クレジット・カード業務から撤退したり、経営困難に陥ったりしたのである。⁽²⁸⁾60年代初めのカード業務への進出銀行数の減少は、その影響によるものであった。

ところが、銀行のカード業務は66年に生き返った。先の第51表からもわかるように、それまで存続していたプランの2倍弱が66~67年の短期間に開始⁽²⁹⁾され、さらに69年には、プラン開始のピークをむかえることになった(第52

第52表 銀行クレジット・カード・プランおよび
チェック・クレジット・プランの提供銀行数・残高の推移 (1967~73年)

年	提 供 商 業 銀 行 数			残 高 (百万ドル)	
	クレジット・カード	チェック・クレジット	両プラン兼営	クレジット・カード	チェック・クレジット
1967	390	732	101	828	522
1968	510	975	144	1,312	798
1969	1,207	1,128	370	2,639	1,081
1970	1,432	1,228	427	3,792	1,336
1971	1,535	1,387	474	4,490	1,462
1972	1,631	1,621	532	5,408	1,775
1973	1,765	—	—	6,838	—

(注) (1) いずれも12月31日の数字である。

(2) 貸付残高を有する銀行のみ。

(出所) *Federal Reserve Bulletin*, September 1973, p. 647, *Statistical Abstract of the United States*, 1974, p. 461, より作成。

表)。しかも、今回の場合は、詳しいフィジビリティ・スタディを経た上での開始が特徴であった。⁽³⁰⁾

それでは、こうした60年代後半のクレジット・カード・プラン急増は何故生じたのであろうか。

その第1の要因は、この頃までに回転信用プランが銀行クレジット・カードにも導入されたことである。回転信用プランに類似したプランは、もうすでに38年にフィラデルフィアのワナメーカーズ百貨店 (Wanamaker's Department Store) によって導入され、また今日のものと同じ回転信用は、56年にデトロイトの J. L. ハドソンズ百貨店 (J. L. Hudson's Department Store) によって導入されていた。特に後者の回転信用は「随意期間付30日勘定」(30-day account with optional terms) と呼ばれ、カードでの商品購入にもとづく未払債務の返済には、金融手数料なしで30日以内に完済するか、あるいは金融手数料を支払って割賦返済するか(この場合毎月最低限の支払いは必要とされたが)どちらかが要求された。⁽³¹⁾そして、上のいずれの返済方法をとりうとも、カード所有者は、前もって決められた与信限度額まで常にカードで信用を受けることができた。このような、小売業で発展させられた回転信用が、⁽³²⁾銀行クレジット・カード・プランにも導入されたのである。

こうしたことは、次のようにして、銀行のクレジット・カード業務の収入面に大きなプラスとなった。従来、同業務における収入は、小売商からの割引料が主なものであった。通常、カード所有者への信用供与は支払請求後30日以内に回収されたため、金融手数料は収入とはなりえなかったからである。ところが、回転信用が導入されると、一定の支払猶予後完済されない残高に対して、金融手数料が課されることとなる。回転信用に伴って生ずるこうした金融手数料は、銀行にとって大きな収入源となりうるものであった。⁽³³⁾事実、「カード所有者が、彼らの残高を形成し、回転信用にもとづく残高の割合を形成するにつれて、収入経験は時とともに次第に改善された」⁽³⁴⁾のである。

こうして、60年代中頃以前には、主として、⁽³⁵⁾創業費用、人件費、宣伝費など

が高くつくため、利益のあがらない業務と考えられていた銀行クレジット・カード業務は、60年代後半になると、回転信用の導入によって収入面での改善を示し、上の諸費用や不正使用による損失、貸倒損失の縮減とあいまって、プラン開始後2、3年もすると、他の業務なみの利潤を銀行にもたらすようになったのである。⁽³⁶⁾

60年代後半に銀行クレジット・カード業務を急増させた第2の要因は、全国的なカード交換システムの形成であった。

さきにふれたように、58年に、アメリカ銀行はバンカメリカードを発行しはじめたが、このプランは翌年には全カリフォルニア州にまで拡大された。いうまでもなく、それには、支店銀行主義を採用している同州では、何の障害もなかったからである。その後、66年になると、同銀行は子会社のバンク・アメリカカード・サービス・コーポレーション (Bank Americard Service Corp.) を設立し、同会社を通じてカリフォルニア以外の銀行とフランチャイズ契約を結んで、それらの銀行にバンカメリカードの発行権を与えることになった。こうして、全国的な銀行クレジット・カード交換システムが生まれたのである。

さらに今日、上のバンカメリカード——この運営は70年に、すべてのカード発行銀行によって所有されるナショナル・バンカメリカード・インコーポレーテッド (National BankAmericard Inc.) に譲渡され、77年には、この会社名が Visa U. S. A. と変更されるとともに、カードの名称もビザ・カード (Visa Card) に変更されたが⁽³⁷⁾——とともに、アメリカの2大交換システムをなしているインターバンク・カード協会 (Interbank Card Assn.) が生まれたのも、この頃 (1968年) であった。このシステムは、先のバンカメリカードに対抗するため、カリフォルニアの4大銀行——ウェルズ・ファーゴ銀行、ユナイテッド・カリフォルニア銀行 (United California Bank)、カリフォルニア銀行 (Bank of California) およびクロッカー・シチズンズ銀行 (Crocker Citizens National Bank) ——の主導のもとに設立されたカリフォルニア・バンクカード協会 (California Bankcard Assn.) というカード交換システムが、ニュー

ニューヨークに11銀行をもつ持株会社マリン・ミッドランド・コーポレーション (Marine Midland Corp.) によって設立されたインターバンク・システムに加入してできたものであった。それとともに、上のカリフォルニアのグループが⁽³⁸⁾発行していたマスター・チャージ・カードの名称とデザインがインターバンクに譲渡され、結局このカードは、全国的な受領性を確実にするために、インターバンクに加入するほとんどの銀行によって採用されることになったのである。⁽³⁹⁾

このようにして、66年から68年にかけて、全国的な2つの交換システムが生まれたが、⁽⁴⁰⁾こうしたシステムの形成は、次のような意味で銀行クレジット・カード・プランの急増を促すこととなった。

全国カード交換システムは、それ自体ではカードを発行するわけでも、信用を供与するわけでもなく、加盟銀行にその商標の使用を認め、加盟銀行間の⁽⁴¹⁾オーソライゼーション (authorization) と伝票交換機能を果たすにすぎない。⁽⁴²⁾だが、こうした機能の地域的な規模のものから全国的な規模のものへの拡大は、消費者 (カード所有者)、小売店、商業銀行それぞれに大きなインパクトを与えた。

まず、カード所有者は、自分のもつカード発行銀行のプラン加盟店のみならず、システム加盟他行のプラン加盟店でも、そのカードを使用できるようになった。⁽⁴³⁾その上彼は、どこの加盟銀行ででも、通常500ポンドまでの現金借入れができるようになった。このようなカード使用可能範囲の飛躍的な拡大はカード所有者の急増をもたらしただけでなく、⁽⁴⁴⁾T & E カードの市場を狭隘化させていくことにもなるのである。

次に、小売店、ことに旅行関係業者にとっては、全国カード・システムの形成は、顧客の増大を意味した。彼らの商圈は、地域的なものから全国的なものへ拡大したからである。それだけでなく、その形成は、独自のクレジット・カード・プランを運営している小売商に対しては、彼ら独自のプランを放棄させ、彼らを相対的に低コストの全国システムへの加入に向かわせた。というの

は、銀行プランに加入した場合には、一方では彼らは、売上高の1～6%、平均3.5%の割引料を銀行に支払わねばならなかったが、しかし他方では、彼らが売上傳票を当該銀行へもっていけば即座に当座勘定への販売代金の振込みが行われたし、信用調査や帳簿付け、集金などはカード発行銀行で行われ、彼ら独自に行う必要はなくなったからである。

最後に、商業銀行に及ぼした全国カード・システムの形成の影響についていえば、次の点が重要であった。すなわち、クレジット・カード・プランの開始に必要な創業費用や運営費用があまりに大きすぎたり、自行の営業範囲に顧客や小売店が少なすぎるため、それまで独自のプランを開始しえなかった銀行が、エージェント銀行 (agent bank) あるいはアソシエート銀行 (associate bank) として他のカード発行銀行の傘下に入ることにより、また独立の銀行として交換システムまたはカード協会に加わることによって、新たにクレジット・カード・プランを開始できるようになったのである。こうすることによって、その銀行は、自行の顧客にカードを提供し、また地域の小売店を加盟店にすることができた。そして、この銀行は、クレジット・カード・プランの開始に伴う創業費用や運営費用を縮減しながら、自行の顧客の維持や新規顧客の獲得といった競争上の利益を享受したのである。

60年代の後半に銀行クレジット・カード・プランを増大させた第3の要因としては、次のような理由もあげられるであろう。周知のように、1933年の銀行法 (Banking Act of 1933) 第16条は、国法銀行の普通株所有の禁止を規定したが、65年に当時の通貨監督官ジェームス・サクソン (James Saxon) は上の規定を次のように解釈したのである。すなわち、銀行の株式「所有が銀行業に適当な付随業務である時には」この法律は「国法銀行に対して会社株所有の権利を否定しているものと解釈されるべきでない。この付随権の正確な範囲は今まで規定されなかったし、されるべきでもない。」このように銀行の株式所有制限を理解した上で、つづけて彼は、こういった性質の問題は「銀行業および銀行業サービスの発展にてらして、本事務所によって決められるべき」ものだと

して、カード業務を銀行の付随業務と認定したのであった。以後、国法銀行のクレジット・カード業務への進出の動きは強まることになった。

以上われわれは、60年代後半の銀行クレジット・カード・プランの急増がいかなる要因にもとづいたのかを、3点にわたってみてきた。もちろん、これらの要因の他に、大量の事務処理の高速化、単位当り事務費の縮減、カード不正使用者の早期発見、回転信用の現実化、全国カード交換システムの形成を可能ならしめたコンピューターの発達、消費者信用市場における競争の激化、クレジット・カードに対する消費者の対応の変化などもその要因にあげられるであろう。⁽⁴⁷⁾しかしいずれにせよ、これらさまざまな要因すべてが、60年代後半の銀行クレジット・カード・プランの急増をもたらす要因として、多かれ少なかれ作用したものと思われる。

こうして60年代後半に、銀行クレジット・カード・プランの開始ブームがおこり、貸付残高のあるカード・プランを提供している銀行数は、67年末の390銀行（チェック・クレジット・プランとの兼営銀行も入れると491銀行）から70年末の1432銀行（同じく1859銀行）へ、さらに73年末には1765銀行へと、6年間で4.5倍になるにいたった（先の第52表）。それにもなって、カードによる貸付残高も、67年末の8億2800万ドルから73年末の68億3800万ドルへ8.3倍になったのである（同表）。

もっとも、この場合のカード・プランを提供している銀行数は、あくまでカードによる貸付残高を有している銀行のみであることが注意されなければならない。すなわち、逆にいえば、カードによる貸付残高をもたないプランを提供している銀行数は、ここではカウントされていないわけである。ところが、実は、カード・プランを提供している銀行の中では、これらの貸付残高をもたない銀行の方がはるかに数が多かった。例えば、72年末についてみると、カード・プランをもっている銀行は全部で8574銀行あったが、このうち残高をもつ銀行は、1631銀行にすぎなかったのである。⁽⁴⁸⁾こうしたことが生じるのは、先の注(45)で述べた単純なるエージェント銀行が多数存在するためである（72年末

でみると6943銀行もあつた⁽⁴⁹⁾)。これらの銀行は、クレジット・カード・プランを開始しても、カード発行、残高所有をすべてカード発行銀行に依存したのであつた。

こうして、70年代に入ると、カードによる貸付残高の大プランへの集中が進むことになり、72年末には、残高をもつカード・プランを提供している銀行のわずか1.1%が、カードによる貸付残高全体の35.8%を所有するほどになるにいたつたのである⁽⁵⁰⁾。

ところで、上で述べた銀行クレジット・カードとともに、戦後になって急速な発達をとげたものに、チェック・クレジット・プランがある。

このプランは、小切手勘定にもとづいて供与される割賦信用の一形態であつて、これはさらに2タイプに分けられる。1つは、顧客の通常の小切手勘定と小切手とを使用しながらも、その顧客にあらかじめ約定された与信限度まで貸越を認めるタイプである。またもう1つのタイプは、上のタイプよりもっと普通に行われるもので、特殊な小切手勘定と小切手とを使って、約定された与信限度までの小切手使用を許すというものである。これら2つのタイプいずれにおいても、信用供与や返済は回転信用にもとづいて行われる⁽⁵¹⁾。

この種のプランは、ファースト・ナショナル・バンク・オブ・ボストン(First National Bank of Boston) によつて55年に初めて導入された。その直後2年間は、このプランを導入する銀行は多くはなかつたが、銀行クレジット・カード・プランの急増期たる58~59年、66~67年には、多数の銀行が同プランを採用するに至つた。先の第51表に明らかなように、67年9月30日にチェック・クレジット残高を有した全599銀行のうち、58年から59年にかけて同プランに進出した銀行は204銀行、66年から67年にかけて進出した銀行は277銀行に達した。さらにその後についてみれば、クレジット・カード・プランを兼営している銀行を含めたプラン提供銀行数は、69年、72年にそれぞれ379銀行、292銀行も増加するなど、70年代初めにかけて急速な増大をみせていく。それとともに、同プランによる信用残高も、67年末の5億2200万ドルから73年末の22億5400万ドル

へ、6年間で4.3倍に増大したのである。

このようにしてみると、チェック・クレジット・プランの発達は、ほぼ銀行クレジット・カード・プランの発達と歩調を合わせてきた、といってもよさそうである。ことに60年代中頃まではその感が強い。実際それは、チェック・クレジット・プランがクレジット・カード・プランに対抗する消費者信用供与形態として発達したことを反映していた。前者は、後者よりも少ない創業費用、運営費用で運営が可能であり、ことに初期の頃は、中小規模の銀行にとっては、後者に対抗するための魅力ある代替物をなしていたのである。

だが、銀行クレジット・カードの発達にともなって、プラン運営の共同化が進むと、ことに小規模な銀行は、自らのチェック・クレジット・プランを運営するよりも、むしろクレジット・カード・プランのエージェント銀行となることを選んだのであった。そこで、72年の末には、1000万ドル以下の預金しかもたない小規模銀行のうち、2800以上の銀行がクレジット・カード・プランのエージェント銀行であったのに対して、チェック・クレジット・プランを運営する銀行は200足らずで、しかもこれらの銀行の75%は、クレジット・カード・プランのエージェント銀行ともなっているという状況が生まれたのである。⁽⁵³⁾第52表の67年から72年にかけての、チェック・クレジット・プラン提供銀行数の相対的伸び悩み（この間クレジット・カードのみを提供している銀行数は4.2倍になったのに反して、チェック・クレジット・プランのみを提供している銀行数は2.2倍になったにすぎない）や両プラン兼営銀行数の大幅増大は、上のようなチェック・クレジット・プランからクレジット・カード・プランへの変更や、チェック・クレジット・プラン提供銀行のクレジット・カード・プラン兼営開始に帰因するものであったように思われる。

さて、われわれはいままで、戦後急速な発達を示した銀行クレジット・カード・プランとチェック・クレジット・プランとについて、考察を加えてきた。これらのプランについて論ずべき問題はなお少なくないが、紙幅の関係で、最後に、これらのプランの消費者信用市場における位置づけをしておきたい。

上述のごとく、60年代後半からの両プランの急速な発達にもかかわらず、これらの信用残高が割賦信用残高に占める割合はそれほど高いものではなかった。まして、消費者信用残高に占める割合にいたってはなおさらのことであった。

第53表は、67年から73年までの、消費者信用残高、割賦信用残高に占める銀行クレジット・カード信用残高、チェック・クレジット信用残高および両プランを合わせた信用残高の割合の推移を示している。みられるように、67～73年を通じて、すべての欄で数値の上昇が認められる。ことに、消費者信用残高、割賦信用残高どちらに対する割合においても、クレジット・カードによる信用残高の方が、チェック・クレジットによるそれよりも顕著な上昇を示している。だが、すべての欄で最高の割合に達した73年においてすら、割賦信用残高に占めるクレジット・カード信用残高、チェック・クレジット信用残高、両プランを合計した信用残高の割合は、それぞれ4.6%、1.5%、6.1%にすぎない。また消費者信用残高に占める割合においては、同じ順序で、それぞれ3.8%、1.2

第53表 消費者信用残高・割賦信用残高に対する銀行クレジット・カード信用残高、チェック・クレジット信用残高および両プランを合わせた信用残高の割合の推移 (1967～73年)

(%)

	消費者信用残高に対する——			割賦信用残高に対する——		
	クレジット・カード信用残高	チェック・クレジット信用残高	両プラン合計信用残高	クレジット・カード信用残高	チェック・クレジット信用残高	両プラン合計信用残高
1967	0.8	0.5	1.3	1.0	0.1	1.7
1968	1.2	0.7	1.9	1.5	0.9	2.4
1969	2.2	0.9	3.1	2.7	1.1	3.8
1970	3.0	1.0	4.0	3.7	1.3	5.0
1971	3.2	1.1	4.3	4.0	1.3	5.3
1972	3.4	1.1	4.5	4.2	1.4	5.6
1973	3.8	1.2	5.0	4.6	1.5	6.1

(出所) *Banking and Monetary Statistics, 1941-1970*, p. 1081, *Federal Reserve Bulletin* および本稿第52表, より作成。

%, 5.0%を示しているにすぎない。

このように、60年代後半の急発展にもかかわらず、70年代の初めにおいてはまだまだ銀行クレジット・カード・プランおよびチェック・クレジット・プランの消費者信用市場における比重は低かった⁽⁵⁴⁾のであるが、これは両プラン、ことにクレジット・カード・プランの次のような性格にもとづいていた。すなわち、両プランの与信限度は比較的低く、カードないしチェックで購入しうる商品は限定されていたのである。

例えば、カードの場合、70年代初めの与信限度は、カード発行が初めてである顧客に対しては300ドルで、その後の実績をみて上げられる、というのが典型⁽⁵⁵⁾であった。これでは、カードによっては(チェック・クレジットの場合も同様⁽⁵⁶⁾だったが)、自動車、住宅改善、モービル・ホーム⁽⁵⁷⁾などの高価な商品は購入不可能であった。これらのプランは、上記商品を除く「小売商によって供給される割賦信用、回転信用、掛売りや、石油会社クレジット・カード、『旅行・娯楽』(T & E)クレジット・カードと相互に競合⁽⁵⁸⁾」⁽⁵⁹⁾したのである。

こうして、60年代後半から70年代初めにかけての銀行クレジット・カード・プラン、チェック・クレジット・プランの発展は、一方では、先の第50表でみたように、小売商の掛売りをはじめとして、石油会社クレジット・カード、T & E カードの相対的伸び悩みをもたらしつつあったわけである。しかも他方では、それは——ことにカード・プランの場合にいえることだけれど、カードは多目的性格をもち、利用可能範囲も広く、現金借入れ手段としても利用できるため——商業銀行内部での個人貸付けの回転信用への代替や、とくに金融会社の個人貸付けの伸び悩みをも促しつつあった⁽⁶⁰⁾のである。

銀行クレジット・カード・プラン、チェック・クレジット・プランの消費者信用市場における位置についてこれまで述べてきたのは、これらのプランはこの時期にはまだ重要な地位を占めるにはいたっていないこと、これらのプランは小売商の掛売り、石油カード、T & E カード、さらに商業銀行や金融会社の個人貸付けの代替をしつつあった、ということであった。だが、クレジット・

カード、チェック・クレジットという新たな信用供与形態が、短期間に、消費者信用残高の5%、また割賦信用残高の6.1%を占めるようになった(73年)という事実は、上のように位置づけされるだけでは明らかに不十分である。これらのプランの急速な発達は、何か別の意味をももちあわせていたのではないであろうか。

われわれは、それを、これらのプランこそが先に述べた商業銀行の割賦信用残高所有におけるシェア上昇の大きな部分を説明している、というところに見出す。すなわち、第54表で示されているように、これらのプランの残高は商業銀行の割賦信用残高の4.1~13.1%を占め、第55表で明らかのように、もしこれらの残高が商業銀行の割賦信用残高から除外されるとすれば、この時期に、商業銀行の割賦信用市場におけるシェアの上昇は必ずしも生じなかったのではないか、と思われるのである。

第54表 商業銀行の割賦信用残高に占める銀行クレジット・カード
残高+チェック・クレジット残高の割合 (1967~73年)

(%)

1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973
4.1	5.5	8.8	11.3	11.6	11.8	13.1

(出所) *Banking and Monetary Statistics, 1941-1970*, p. 1092, *Federal Reserve Bulletin*, 本稿第52表, より作成。

第55表 割賦信用残高所有に占める商業銀行のシェア

(%)

	1946~ 1950年 平均	1951~ 1955年 平均	1956~ 1960年 平均	1961~ 1965年 平均	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973
割賦信用残高所有 に占める商業銀行 のシェア	38.7	37.9	38.1	39.7	41.7	43.2	43.7	44.5	46.0	47.8	47.1
うちクレジット ・カード・プラ ン残高およびチ ェック・クレジ ット残高分	—	—	—	—	1.7	2.4	3.8	5.0	5.3	5.6	6.1

(出所) 前表に同じ。

(3) 消費者信用の質の変化

戦後、ことにわれわれが今対象としている期間における消費者信用の第3の特質は、消費者信用の質⁽⁶¹⁾の変化が生じたのではないかと、ということである。この点の論証は、資料的制約が大きく、困難な課題をなしているが、以下では、次のような順序で上の問題を考えていくことにしたい。まず、消費者信用供与の際の信用条件の変化について考察する。もちろん、信用条件といっても、それは信用供与機関や供与形態によって多様で、一概にはいえないので、ここでは、最も資料が整っていると思われる商業銀行や販売金融会社等の自動車割賦信用に焦点を合わせてみていく。次いで、販売金融会社での受戻率や損失率、商業銀行での支払延滞率 (delinquency rate) の動きを考察する。そして最後に、消費者の側では、可処分所得に対する債務の比率が高まり、個人破産の増大が認められることを明らかにしよう。

すでに前稿でみたように、大恐慌後、消費者割賦信用における信用条件は大きく緩和したが、戦後になると、この信用条件の緩和は一層進展することになった。

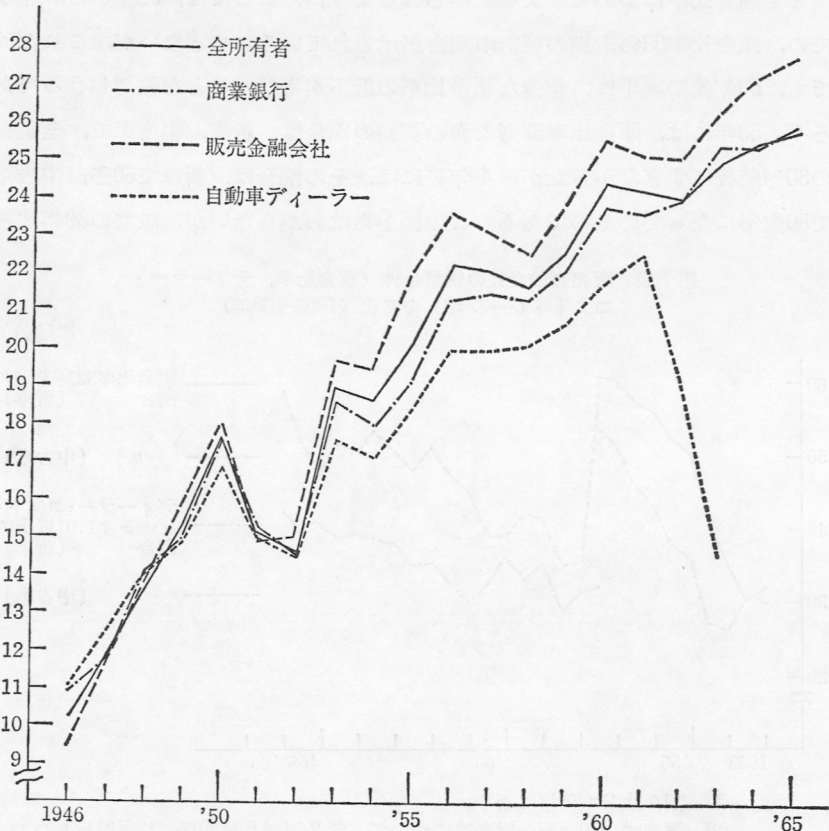
第6図は、46年から65年までの商業銀行、販売金融会社、自動車ディーラー、および全所有者による自動車手形平均契約期間を示している。

みられるように、51～52年の大きな落込みはあるものの、全体として契約期間はかなり長期化していることがわかる。全所有者についてみれば、それは、46年の10カ月そこから65年の25カ月以上へと、2.5倍にも長期化しているのである。また、最も条件の緩い販売金融会社をとってみると、同期間に、契約期間はほとんど3倍近くに長期化している。しかも、別の資料によると、販売金融会社の平均契約期間は、70年代の初めには、新車で34～35カ月、中古車で28～29カ月になったとされるから、65年以後にも引続き契約条件の緩和が少⁽⁶²⁾しずつ進んだものと考えられよう。⁽⁶³⁾

もっとも、契約期間の長期化をみる場合、上のように、消費者信用の規制が行われていた46年を基準において云々するのはそれほど適当なことではない。

そこで——もちろん契約条件の長期化という結論にかわりがあるわけではないが——消費者信用の規制が撤廃された翌年、つまり53年を基準にとって、65年までに平均契約期間がどのくらい長期化したかをみると、全所有者、販売金融会社そして商業銀行いずれの場合でも、1.4倍になっているのである。50年代

第6図 自動車(新・中古車)手形平均契約期間の推移(1946~65年)
(単位 月)



(注) (1) 四半期毎の平均値。

(2) 自動車ディーラーについては1963年まで。

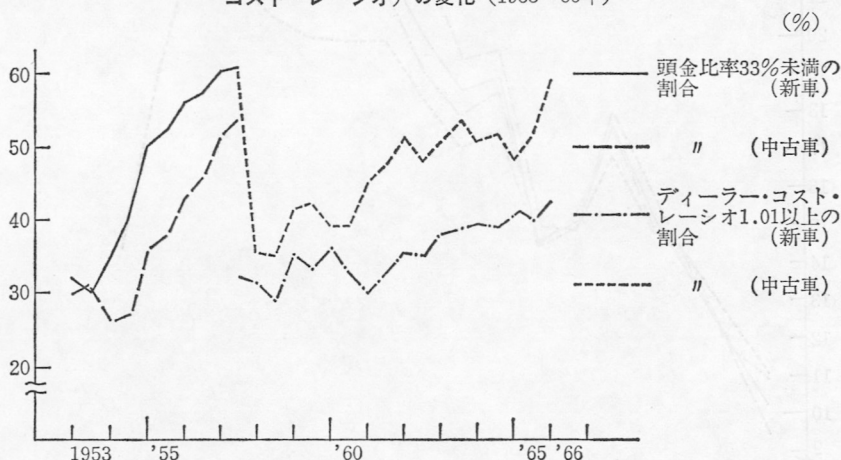
(出所) Moore and Klein, *The Quality of Consumer Instalment Credit*, p. 16, より作成。

後半から60年代前半にかけての契約条件の長期化は、これらの機関ではほぼ均等に進んだのであった。

さて次に、第7図は、販売金融会社の自動車の割賦販売において、頭金比率あるいはディーラー・コスト・レーシオ (dealer cost ratio)⁽⁶⁴⁾ がどのように変化したか、を示している。

まず頭金比率についてみよう。みられるように、ここでは、53年から57年までの、頭金比率33%未満の契約の割合が示されているにすぎないが、これだけでも、50年代の後半に、急速な頭金比率の低下が生じたことを確認しうるのであろう。53年には、頭金比率33%未満の契約の割合は、新車、中古車で、全契約の30%前後にすぎなかったが、4年後には、その割合は、新車で60%、中古車で50数%になっているのである。この図からはわからないが、戦前の30年代後

第7図 販売金融会社の信用条件（頭金比率，ディーラー・コスト・レーシオ）の変化（1953～66年）



- (注) (1) 割合はドル価格による。
 (2) 調査は、19販売金融会社について、年2回（6月30日、12月31日）行われている。
 (3) 1957年12月31日のみ頭金比率とディーラー・コスト・レーシオとが重複している。

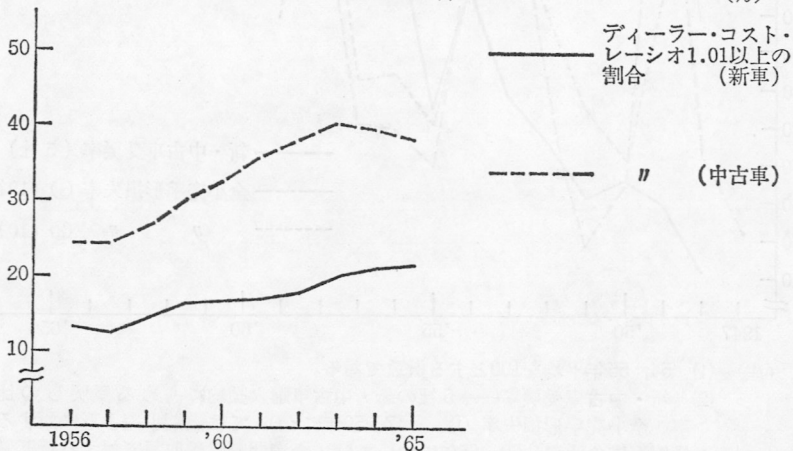
(出所) *Ibid.*, pp. 159-62, より作成。

半から41年までの、頭金比率33%未満の契約の割合が20~30%台を上下していたことを考えると、自動車割賦信用における頭金比率の低下、つまり信用条件の緩和は、あまりにも明白であった。

また、この図では、57年12月31日から66年6月30日までは、先の頭金比率のかわりにディーラー・コスト・レーシオ1.01以上の契約の割合が記入されている。これをみると、57年末から66年中頃にかけて、上下に変動しながらも上昇傾向を示していることがわかる。ことに新車の場合、61年からほぼ一貫して上昇していて、低下してもその幅はわずかなものにすぎない。

上のディーラー・コスト・レーシオからみた自動車割賦信用条件の緩和は、販売金融会社についてのものであったが、同じ比率からみた信用条件の緩和は、少なくとも56年から65年までの期間には、商業銀行でもほぼ同様に認められる(第8図)。ただ、商業銀行の場合には、56年から57年にかけてと、63年から65年にかけて(この時は中古車の場合だけであったが)を除けば、数値はず

第8図 商業銀行の信用条件(ディーラー・コスト・レーシオ)の変化
(1958~65年) (%)



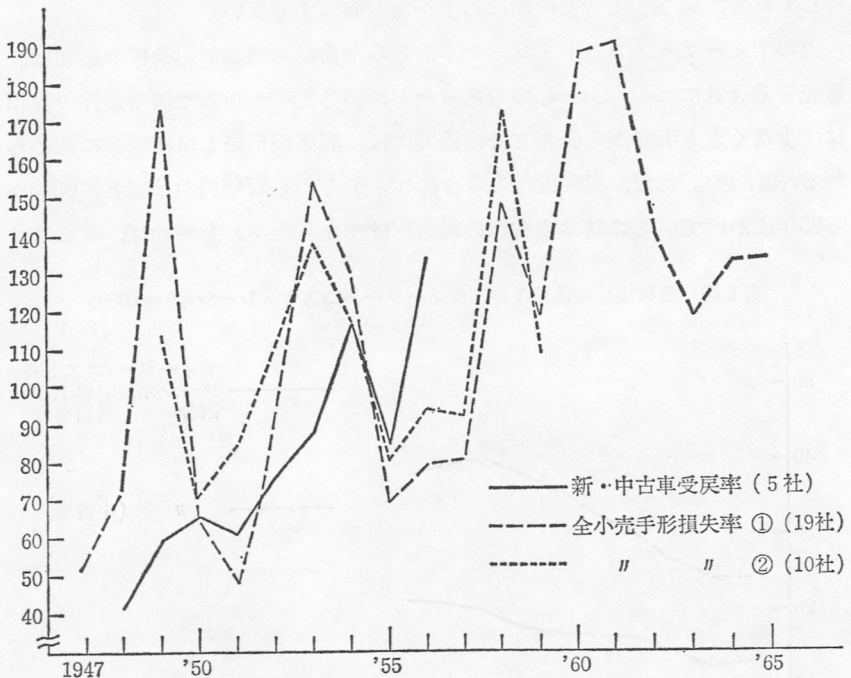
(注) 原資料では新車の64年の数値が、前年の19.9から大幅に下がって12.2になっているが、誤植と思われる。

(出所) *Ibid.*, p. 19, より作成。

べて前年より高まっていて、販売金融会社ほど大きな変動を伴っていないのが特色である。

以上われわれは、自動車割賦信用によって、戦後の消費者信用の信用条件についてみてきたが、これまでのことから、戦後、少なくとも60年代の中頃までは大幅な信用条件の緩和が生じた、ということは十分確認できるであろう。ことに、今まで考察の中心にすえた3つの図を総合してみると、消費者信用の規

第9図 販売金融会社の受戻率・損失率の推移 (1947~65年)



(注) (1) 54, 55年平均を100とする指数である。

(2) 新・中古車受戻率——5社の新・中古車購入契約に占める受戻しの比率。全小売手形損失率①——47~59年については満期小売手形に対する貸倒損失の比率、60~65年については、全満期割賦受取額に対する貸倒償却額の比率。いずれも19社のもの。全小売手形損失率②——10社の貸付残高100ドル当りの貸倒償却額の比率。

(出所) *Ibid.*, p. 137.

制下にあった時期を別にすると、54～56、58～60、62～65年頃にはとりわけ大幅な緩和が進行した、と結論してもよいように思われる。

ところで、上述したような消費者信用における信用条件の緩和は、おそらく、従来消費者信用市場には登場しなかった低所得層や若年層、さらには純資産がゼロないしマイナスの人、流動資産ゼロの人まで、消費者信用市場に登場させることになった。債務不履行に陥るケースが多かったのは、概してこれら⁽⁶⁷⁾の人たちであった。

かくして、消費者信用においては、50年代後半以降、受戻率、損失率の上昇傾向が現われることになった。ことにその傾向は、販売金融会社において顕著であった。

第9図は、47年から65年までの販売金融会社の受戻率、損失率の推移を、54、55年平均を100とした指数で示している。これらの各数値はそれぞれ異なったサンプルにもとづいているが、ここから50年代から60年代前半にかけての消費者信用における受戻率、損失率の上昇傾向を読みとったとしても、大過ないであろう。例えば、長期間にわたる資料を提供している全小売手形損失率^①をとってみると、損失率は、49、53～54、58、60～61年に急上昇する⁽⁶⁸⁾一方では、他方50～51、55～57、59、62年に急速に下降するといったように、大幅な変動を示しながら、傾向的に上昇しているのである。

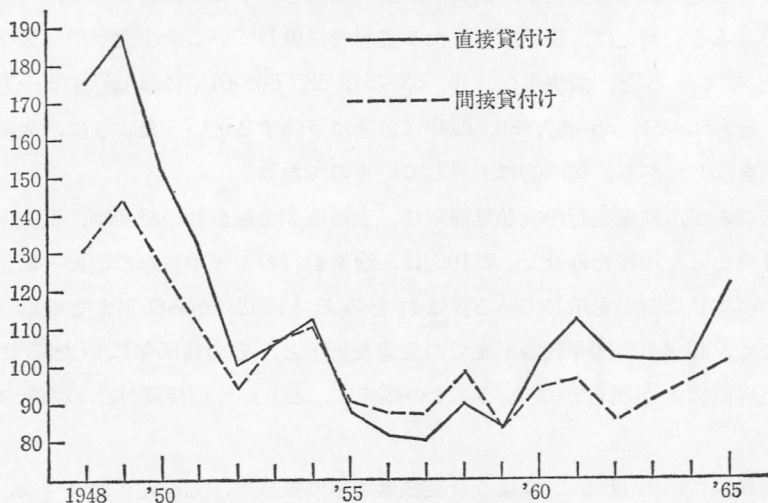
ところが、商業銀行の支払延滞率は、上の販売金融会社の受戻率、損失率と大分異なった推移をみせた。第10図は、商業銀行の新・中古車の直接・間接貸付けの支払延滞率を示している。これをみると、48年から65年までの期間全体では、49年から50年代後半までの急速な低下と、その後65年にいたるまでの上昇傾向とが明らかである。上の傾向は、とりわけ直接貸付けの場合に著しい。

商業銀行におけるこのような支払延滞率の推移は、先に述べたような、戦後、ことに50年代中頃から60年代中頃にかけての信用条件の大幅な緩和に相応しないように思われる。なぜなら、信用条件の緩和が最も進行している時期

に、支払延滞率の低下が起っているからである。この理由は定かではないが、銀行の信用供与と政策の変化や、支払延滞の際の担保物受戻政策の変化、そしてまた他の消費者信用機関、ことに信用組合の急速な発達によるリファイナンスの容易化、⁽⁶⁹⁾などに関連しているのかも知れない。いずれにせよ、商業銀行においては、「自動車信用の一般的な質は、銀行によって供与された他の消費者信用の質よりもよい。この手形に関しては、1950年代の後半ずっと、より緩和された条件が通例だったけれども、その質は最良のままであった⁽⁷⁰⁾」という思わぬ状態が生まれたのであった。

ところで、上述のごとき戦後における消費者信用の信用条件の緩和は、一方では、信用供与と機関、ことに販売金融会社での受戻率、損失率の増大を引き起こしたが、他方では、消費者の側でも個人可処分所得に対する債務の増大、さらには個人破産の増大をも引き起こすこととなった。

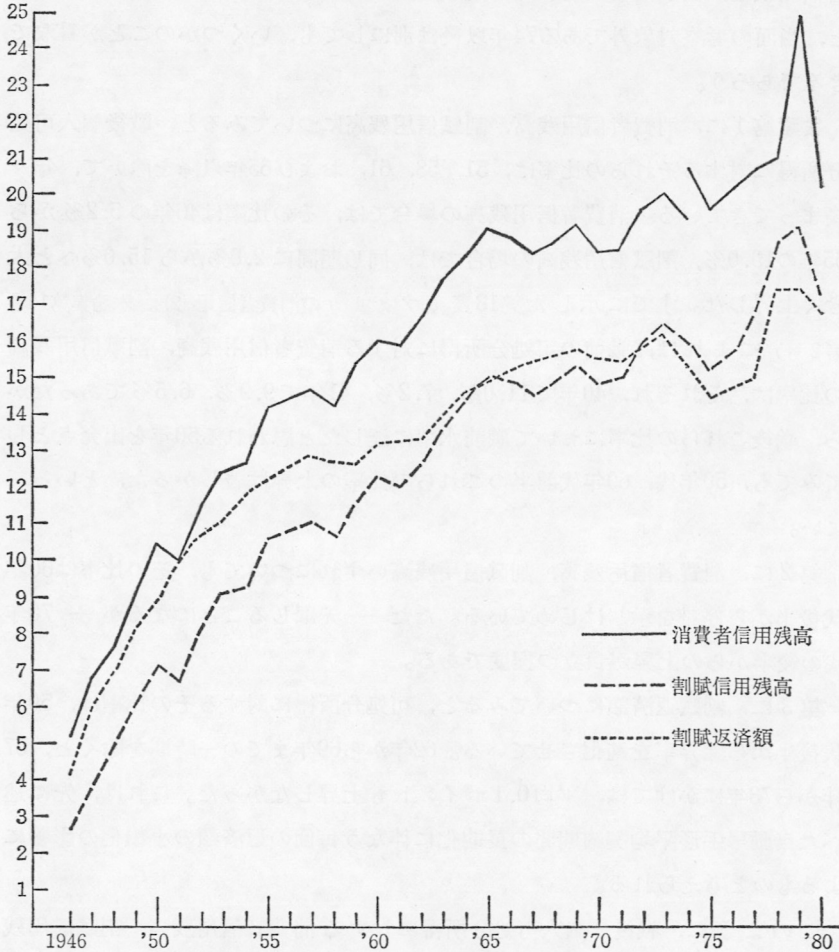
第10図 商業銀行自動車貸付けの支払延滞率（1948～65年）



(注) 月末貸付残高に対する30日以上支払延滞貸付額の比率を、54、55年平均を100とする指数で表わしたものである。

(出所) *Ibid.*, p. 35, より作成。

第11図 個人可処分所得に対する消費者信用残高・割賦
信用残高・割賦返済額の比率 (1946~80年) (%)



(注) (1) 消費者信用残高における74年の齟齬は資料の相違にもとづく。

(2) 消費者信用残高, 割賦信用残高は年末。

(出所) *Banking and Monetary Statistics, 1941-1970*, pp. 1081, 1110, *Historical Statistics of the United States, Colonial Times to 1970*, p. 224, *Statistical Abstract of the United States, 1981*, p. 519, *Federal Reserve Bulletin, Survey of Current Business*, より作成。

第11図は、46年から81年までの、各年の個人可処分所得に対する各年の消費者信用残高、割賦信用残高および割賦返済額の比率を示している。これをみると、当面の考察対象外である74年以後は別にしても、いくつかのことが看取できるであろう。

まず第1に、消費者信用残高、割賦信用残高についてみると、戦後個人可処分所得に対するそれらの比率は、51、58、61、および65年以降を除いて、年々高まってきている。消費者信用残高の場合では、その比率は46年の5.2%から65年の19.0%、割賦信用残高の場合では、同じ期間に2.6%から15.0%へと大きく上昇した。すでに示した第13表（「アメリカの消費者信用(2)」、本論集第14巻第2号）によれば、戦前の可処分所得に対する消費者信用残高、割賦信用残高の比率は、それぞれ、40年で11.0%、7.2%、41年で9.9%、6.5%であったから、戦後これらの比率において戦前水準に達したと思われる50年を出発点としてみても、50年代、60年代前半のこれらの比率の上昇は著しかった、といつてよい。

第2に、消費者信用残高、割賦信用残高いずれについても、その比率は60年代後半から停滞を示しはじめている。ただ——先ばしることになるが——70年代の後半からの上昇が目立つ程度である。

第3に、割賦返済額についてみると、可処分所得に対するその比率は、50年代後半から上昇率を鈍化させている。62年から69年までの一時期を除くと、57年から73年にかけては、平均0.1ポイントも上昇しなかった。これは、先に述べた自動車手形平均契約期間の長期化に伴う毎回の返済額の小額化の影響によるものと考えられる。

このように、戦後、個人可処分所得に対する消費者信用残高、割賦信用残高、割賦返済額の比率は、60年代中頃（両残高の場合）あるいは50年代中頃（割賦返済額の場合）まで急速な上昇を示したが、こうしたことは、個人破産の増大をもたらすことになった。

例えば『連邦準備月報』は、この点について、60年代の中頃からしばしば言

及するようになり、⁽⁷¹⁾戦後の個人破産の傾向を次のように記述している。個人破産は、戦後67年までは、52年を除いて毎年増加した。ことに55年から67年の間だけについてみると、年12%も増加したのである。だが、その後になると、個人破産件数は上下に変動するようになった。68年の9%減、69年の微減の後、70年には急上昇を示したが、71年には再び減少しはじめて、72年には9年来の低水準(15万9000件)になった、と。

もちろん、消費者債務には、消費者信用債務の他にモーゲジ債務も含まれるので、上の個人破産のすべてが消費者信用によるものとは断定できない。しかし、消費者信用残高(=債務)あるいは割賦返済額が、毎年の可処分所得の10数%から20%近くになった時、それが引き起こしたのは、個人破産という深刻な社会問題であった、ということだけは間違いないように思われる。

〔注〕

- (1) The Commission on Money and Credit, *Money and Credit, Their Influence on Jobs, Prices and Growth*, 1961, p. 179, 日本銀行調査局訳『通貨と信用——その雇用、物価および成長に及ぼす影響——』, 1962年, 256ページ。
- (2) もっとも、73年には7%に上げられている。また、州信用組合の配当規制は州法によって異なっている。例えば、ニューハンプシャーの年5%から無制限のところまで多様である (Kidwell, D. S. and R. L. Peterson, "A Close Look at Credit Unions," *The Bankers Magazine*, Vol. 161, No. 1, January-February 1978, pp. 77-78.)。
- (3) *loc. cit.*
- (4) Dauten, C. A., "Recent Institutional Developments in the Field of Consumer Credit," *The Journal of Finance*, Vol. 15, May 1960, pp. 206-208.
- (5) *loc. cit.*, p. 216.
- (6) *loc. cit.*, pp. 215-16, Kidwell and Peterson, *loc. cit.*, p. 76, Black, H. and R. H. Dugger, "Credit Union Structure, Growth and Regulatory Problems," *The Journal of Finance*, Vol. 36, No. 2, May 1981, p. 531.
- (7) Richardson, D. W., *Electric Money: Evolution of an Electronic Funds-Transfer System*, 1970, pp. 60-61.
- (8) FRB, *Bank Credit-card and Check-credit Plans*, 1968, p. 7. なお、同書に

- よると、百貨店や石油会社に先だって、20世紀はじめにいくつかのホテルが得意客にクレジット・カードを発行しはじめていた、という (*ibid.*)。
- (9) 近沢敏里『現代アメリカ商業銀行論——構造変化と業務多様化——』, 1971年, 161ページ。
- (10) Richardson, *op. cit.*, p. 61. 「1952年から1957年の5年間に、石油会社クレジット・カード所有者総数は、50%増加した。1950年代の後半に、多くの〔石油——野村〕会社のカード所有者数は、年20%以上の率で増え続けた。石油小売業の25から30%がクレジット・カード使用によって取引された……」 (*ibid.*)。
- (11) 新しいプラスチック・カードは、インプリンターに挿入されるだけで、売上伝票にカード所有者の名前と勘定番号を再生することができた (*ibid.*)。
- (12) FRB, *op. cit.*, p. 16.
- (13) *Fortune*, October 1971, p. 108.
- (14) だからこそ、『フォーチュン』は、1950年に「クレジット・カード革命」が始まったとし (*ibid.*)、『ビジネス・ウィーク』は、多数のアメリカ人にはじめてクレジット・カードで生活することを教えたのがこれらの T & E カードである、としている (*Business Week*, August 4, 1975, p. 53)。
- (15) Neifeld, M. R., *Neifeld's Manual on Consumer Credit*, 1961, p. 445.
- (16) なお、この点については、『金融財政事情』, 1971年10月4日号, 18ページ, 小玉保次「全盛時代に入った米バンクカード」, 同上誌, 同年11月29日号, 24ページ, も参照されたい。
- (17) FRB, *op. cit.*, pp. 15, 26.
- (18) *Ibid.*, pp. 12, 15.
- (19) *Ibid.*, p. 15.
- (20) *Ibid.*, p. 17.
- (21) *Ibid.*, p. 18.
- (22) *Ibid.*, p. 7.
- (23) Richardson, *op. cit.*, p. 76.
- (24) *Ibid.*, pp. 76-77.
- (25) FRB, *op. cit.*, p. 7.
- (26) *Ibid.*, p. 7. 「米国における銀行クレジット・カード及びチェック・クレジット業務」, 『金融』, 第264号, 1969年3月, 33ページ。
- (27) *Ibid.*, p. 8.
- (28) フィラデルフィアのジラード・トラスト銀行 (Girard Trust Bank) は前者の例であり、ジョージアのシチズンズ・アンド・サウザン銀行 (Citizens & Southern

National Bank), ニューヨークのマリン・ミッドランド銀行 (Marine Midland Bank) は後者の例であった (*Business Week*, January 13, 1968, p. 64)。

(29) もっとも、ここで2倍弱というのはあまりにも過少である。なぜなら、第51表の66~67年のクレジット・カード・プランへの進出数129銀行には、同表の調査時点67年9月30日以後3カ月間の進出数は含まれていないからである。そこで、本文ですぐ掲げる第52表の67年末のクレジット・カード・プラン提供銀行数491銀行(ここにはチェック・クレジット・プラン兼営銀行も含まれる)と、第51表の64~65年のクレジット・カード・プラン提供の累積銀行数68銀行との差をとれば、343銀行となる。66年から67年にかけてクレジット・カード・プランに進出した銀行数はこのあたりの数かと思われる。同じことはチェック・クレジットの場合もいえるであろう。

(30) FRB, *op. cit.*, p. 8.

(31) Ward, D. J. and R. M. Niendorf, *Consumer Finance, The Consumer Experience*, 1978, p. 221.

(32) 65年の終りに、百貨店と通信販売店合わせて53億ドルの割賦信用残高があったが、このうち30億ドルは回転信用による部分であった (*Federal Reserve Bulletin*, June 1966, pp. 774-75)。

(33) FRB, *op. cit.*, p. 21. ちなみに、シカゴ連銀の調査によれば、支払猶予期間内に返済してしまうカード所有者の割合が半分をかなり上回っている時には、銀行家はプランに利潤を見込むのが困難であった、という (*Business Conditions*, Federal Reserve Bank of Chicago, July 1972, p. 12)。

また、これは70年代初めの頃の数字であるが、平均すれば、プラン収入のおよそ4分の1が小売商からの割引料であった (*Federal Reserve Bulletin*, September 1973, p. 651)。とすれば、プラン収入の4分の3近くはカード所有者からの金融手数料であったものと思われる。

(34) *Monthly Review*, Federal Reserve Bank of San Francisco, March 1972, p. 18.

(35) ここで「主として」というのは、クレジット・カード・プランの開始当初はほとんど例外なく、カードの不正使用による損失や貸倒損失 (fraud and credit losses) が極めて大きいからである。銀行のクレジット・カード業務の収益性に関しては、この要因も無視しえない。

例えば、アメリカ銀行の場合、カリフォルニア全州でのクレジット・カード業務開始後の丸1年(1960年)で、カードの不正使用や貸倒れによる損失は、5993万6000ドルの売上高に対して、その15%にあたる900万ドルにも達した (*Fortune*,

October 1971, p. 155)。また、同じくカリフォルニアのウェルズ・ファージ銀行 (Wells Fargo Bank) のマスター・チャージ部門 (Master Charge department —これについては本文で後述する) の損失は、このカードが導入された67年7月から70年終りまでに、700万ドルに近かった (*ibid.*, p. 109)。さらにもう一例をあげるならば、連邦準備制度加盟銀行の不正使用および貸倒れによる償却は、年末残高に対して、69年で2.38%、70年で3.39%に達したという (*ibid.*, p. 155)。

クレジット・カード業務開始の初期の段階で上のようなことが起きたのは、とくにこの段階では、より多くの加盟店とカード所有者 (とりわけ後者) を獲得するため、カード配布が無差別に行われたり、会員獲得の際の審査基準が引下げられたりしたためである。ことに前者の場合、郵送途中のカードが途中で横取りされ、不正使用されるケースが多かった。というのは、このような場合には、カードは宛先に届く前に盗まれるので、真のカード所有者のサインはまだされておらず、偽サインであることが疑われなかったし、不正使用者は、真のカード受取人が支払請求を受けるまで、安心してそのカードを使用できたからである (*ibid.*, p. 111)。

(36) FRB, *op. cit.*, pp. 21-22.

(37) 日本割賦協会『消費者信用統計』, 1980年版, 375ページ。

(38) *Business Week*, January 13, 1968, pp. 64, 69.

(39) *Monthly Review*, March 1972, pp. 16-17.

(40) なお、その後これらの全国的なカード・システムには、地域的なプランが加入していくことになる。72年までに加入した地域的なプランには次のようなものがあった。まず、バンカメリカードには、バンカーズ・トラスト (Bankers Trust Co.) のプランや、チェスによって69年に買い戻され、運営されてきたユニカード (Unicard) が加入した。次に、インターバンクには、67年以来ファースト・ナショナル・シティ銀行 (First National City Bank) によって発行されてきたエブリシング・カード (Everything Card) や、68年にマニファクチャラーズ・ハノーバー・トラスト (Manufacturers Hanover Trust Co.), ケミカル銀行 (Chemical Bank), マリン・ミッドランド・グレース・トラスト (Marine Midland Grace Trust Co.) によって設立され、かつ運営されてきたイースタン・ステーツ・バンクカード協会 (Eastern States Bankcard Assn.) が加入した。その他、66年以来シカゴのファースト・ナショナル・バンク・オブ・シカゴ (First National Bank of Chicago), ハリス・トラスト・アンド・セイビングス銀行 (Harris Trust & Savings Bank), セントラル・ナショナル銀行 (Central National Bank) を中心に協同で運営されてきたミッドウェスト・バンク・カード・システム (Midwest Bank Card System) は独自のカード発行を止め、そ

の構成銀行は先の2つの全国的なカード・システムのどちらかに加わった(以上 *Business Week*, January 13, 1968, p. 64, December 20, 1969, p. 78, *Business Conditions*, July 1972, p. 10, 『金融財政事情』, 1969年10月13日号, 23ページ)。

こうして、72年央までには、ほとんどが小規模な、およそ200の独立系プランがなお存在したとはいえ、2つの全国的なカード・システムは、1200のカード発行銀行と8000の代理銀行 (agency bank), そしてまた100万以上の小売商や企業によって受入れられる2000万以上の活動カード所有者を包括するようになっていた。そして、銀行クレジット・カードによる貸付残高の90%以上は、これら2大クレジット・カードの商標のついたカードによって生み出されるようになっていたのである (*Business Conditions*, July 1972, p. 8. Also see *Monthly Review*, March 1972, p. 17)。

- (41) カードによる販売の場合には、1回当たり通常50ドル程度の最高限度がもうけられており、それを超える時には、カード所有者の信用状態をチェックするためにカード発行銀行に電話をして、その承認をえなければならない。これがオーソリゼーションである。
- (42) 銀行クレジット・カード交換の詳細については、さしあたり Richardson, *op. cit.*, pp. 84-85, Flannery, M. J. and D. M. Jaffee, *The Economic Implications of an Electronic Monetary Transfer System*, 1973, pp. 52-54, を参照されたい。
- (43) ちなみに、72年の時点で、銀行クレジット・カードでの信用供与の3分の1は、カード発行銀行のサービス地域外で生じ、2大カード交換システムのいずれかを經由して決済されたという (*Federal Reserve Bulletin*, September 1973, p. 649)。
- (44) 銀行クレジット・カード所有者は、65年には480万人だったが、70年には3000万人になった (Flannery and Jaffee, *op. cit.*, p. 51)。
- (45) もっとも、エージェント銀行——これにはまた単純なるエージェント銀行 (simple agent bank) とパーティシペーティング・エージェント銀行 (participating agent bank) との2つがある——としてカード・プランを始める銀行は、自行のカードを発行するわけではない。自行の顧客をカード発行銀行=幹事銀行 (principal bank) に推薦することによって、顧客のカード所有要求に応じていくのである。エージェント銀行のその他のカード業務には、自行の営業地域内の小売店と加盟契約を結ぶこと、加盟店からの売上伝票を提携先のカード発行銀行に送付すること、さらにパーティシペーティング・エージェント銀行の場合には、カード発行銀行とともに、回転信用残高を分割所有し、金融手数料や損失を分けあうこ

と、が含まれる。詳細については、FRB, *op. cit.*, pp. 24-25, 上田昭三「米国におけるバンク・クレジット・カード (1)」, 関西大学『経済論集』, 第18巻第1号, 1968年4月, 51—52ページ, 参照。

- (46) Cited in Richardson, *op. cit.*, p. 83.
- (47) 上田, 上掲論文, 上掲誌, 58—59ページ参照。
- (48) (49) *Federal Reserve Bulletin*, September 1973, p. 646, Table 1, および本稿第51表。ただし, 同一の銀行が2つ以上のプランをあわせもつこともある。しかもそのような場合には, 同一の銀行が, あるプランでは単純なるエージェント銀行であり, また別のプランではパーティシペーティング・エージェント銀行か幹事銀行であるということも可能である。だが, ここでの単純なるエージェント銀行の数は, 多くのプランをあわせもつ場合でも, 全くパーティシペーティング・エージェント銀行または幹事銀行として機能しない, 文字どおりの単純なるエージェント銀行のみの数である。
- (50) *Ibid.*, p. 650, Table 6.
- (51) FRB, *op. cit.*, pp. 13-14.
- (52) もっとも, 66~67年の進出数277銀行という数は過少である。注(29)と同様に計算してみると, 511銀行がえられる。
- (53) *Federal Reserve Bulletin*, September 1973, p. 649.
- (54) 先まわりすることになるが, 割賦信用残高に対する商業銀行回転信用残高の割合は, 74年以後も上昇を続け, 次のようになった。74年—7.1%, 75年—7.5%, 76年—7.8%, 77年—8.3%, 79年—9.3%, 80年—9.6% (*Federal Reserve Bulletin* により計算)。これらの数値から判断すると, 81~82年には同割合は10%を超えているのではないであろうか。
- (55) *Monthly Review*, March 1972, p. 14.
- (56) 67年当時の数字であるが, チェック・クレジットの平均与信限度は997ドルで, クレジット・カードの3倍近くであった (FRB, *op. cit.*, p. 14)。
- (57) この頃から, モービル・ホーム信用が増加する。当時, この信用の満期は7年位であった。70年の中頃には, 商業銀行は, それらの非自動車消費財貸付けの40%にあたる28億ドルのモービル・ホーム手形 (mobile home paper) を所有した (*Federal Reserve Bulletin*, September 1971, p. 706)。
- (58) *Business Conditions*, July 1972, p. 9.
- (59) 参考までに, これらのプランが競合した各種信用残高を次ページの表に記しておこう。
- (60) 例えば, 68年から73年の間に, 割賦信用残高は877億4500万ドルから1474億3700万ドルへ1.7倍になったが, 商業銀行, 金融会社の個人貸付けは, それぞれ81億

各種信用残高 (1967年12月31日) (百万ドル)

銀行クレジット・カード ⁽¹⁾	800
石油会社 ⁽²⁾	1,000
百貨店回転信用.....	3,500
その他小売商掛売り.....	6,550
T & E カード ⁽²⁾	50
その他 ⁽³⁾	150
計.....	2,050

(注) (1) チェック・クレジットを除く。

(2) 消費者関係のみ。

(3) 大独立カード会社, 非百貨店回転信用勘定を含む。

(出所) *Federal Reserve Bulletin*, June 1968, p. 468.

6000万ドルから128億7300万ドル (1.6倍), 114億8100万ドルから165億8700万ドル (1.4倍) になったにすぎなかった。同じ68年からもう少し後の77年までの期間についてみると, 割賦信用残高は2.5倍になったが, 商業銀行, 金融会社の個人貸付けはそれぞれ2.2倍, 1.9倍になったにすぎなかった。

- (61) ここでいう「信用の質」は, ムーアとクラインにならって, さしあたり「信用取引に付着するリスクの程度に究極的に関係する」(Moore, G. H. and P. A. Klein, *The Quality of Consumer Instalment Credit*, NBER Studies in Consumer Instalment Financing, No. 13, 1967, pp. 1-2) としておこう。
- (62) *Federal Reserve Bulletin*, September 1973, p. 643, Table 2.
- (63) See *Federal Reserve Bulletin*, September 1971, p. 710.
- (64) ディーラー・コスト・レシオは, 新車の割賦販売の際に, 下取りされる中古車が過大評価されると, 実際の頭金比率よりも高めの頭金比率が出る傾向があるので, それを避けるために導入された概念である。それは「自動車のディーラー・コストに対する(金融手数料, 保険料を除く)未払残高の比率として定義される」(*Consumer Instalment Credit*, Pt. IV, ed. by NBER, 1957, p. 138)。1.00を超えるディーラー・コスト・レシオの割合の増大は, 頭金比率の低下と同様, 信用条件の緩和を意味する。
- (65) Moore and Klein, *op. cit.*, Appendix, Table A2, pp. 159, 161.
- (66) なお, 信用条件としては, ここでふれた契約期間, 頭金比率(ディーラー・コスト・レシオ)の他に, 金融手数料も重要であるが, 残念ながら, これについての長期にわたる資料は存在しない。しかし, 貸付機関は, 戦後の消費者信用のリスクの増大を高金利の賦課によって相殺しようとした, というベックハートの見解もあるので(Beckhart, B. H., *Federal Reserve System*, 1972, p. 348, 矢尾次郎監

訳『米国連邦準備制度』, 1978年, 422ページ), 戦後の金融手数料の動向については今後の課題としたい。

- (67) See Moore and Klein, *op. cit.*, pp. 83-94.
- (68) いうまでもなく, 49, 54, 58, 61年は, 産業循環上底に達した年である。
- (69) McCracken, P. W. and others, *Consumer Instalment Credit and Public Policy*, Michigan Business Studies Vol. 17, No. 1, 1965, pp. 121-22.
- (70) *Ibid.*, p. 120.
- (71) For example, see June 1965, p. 796, June 1966, p. 776, March 1967, pp. 347-48, June 1968, pp. 463-64, September 1971, pp. 711-12, March 1974, p. 186.

(以上Ⅱ完) (1982年10月2日稿)